

# VIEW ビューゴールドプラスカード 付帯保険のご案内(あらまし)

## 株式会社ビューカード 東京海上日動火災保険株式会社

このリーフレットはビューゴールドプラスカード付帯保険のあらましを説明したものです。実際のお支払い可否等の詳細につきましては、普通保険約款および特約条項に基づきます。このリーフレットの記載内容は、2021年4月現在のものです。内容について予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。最新の内容は、ビューカードホームページ([www.jreast.co.jp/card/](http://www.jreast.co.jp/card/))をご確認ください。

### ●お問い合わせのご注意

保険会社への保険金のご請求やアシスタンスサービスをご利用の際には、カード会員資格(氏名、生年月日、住所、電話番号、クレジットカード番号等)および日本ご出国日等を確認させていただきます。確認のためにサービスの提供にお時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。

カード会員資格の確認が出来なかった場合には、保険金のお支払に関するご相談の受付やアシスタンスサービスのご提供はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## 1 補償内容

### 1. 国内旅行傷害保険の補償内容(自動付帯)

#### 対象となる国内旅行事故

I. 「公共交通乗用具」搭乗中の事故  
「公共交通乗用具」搭乗中の傷害事故(当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側)にいる間に限ります)でのおケガも含みます)

II. 「宿泊先」での事故  
宿泊施設内での火災・破裂・爆発によって被った傷害事故

III. 「募集型企画旅行参加中」の事故  
宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中の傷害事故

被保険者(保険の対象者)はビューゴールドプラスカード会員(本人会員ならびに家族会員)となります。

担保項目	傷	害		
	① 死亡	② 後遺障害	③ 入院	④ 手術
金額	5,000万円	程度により200万円～5,000万円	1日につき5,000円(フランチャイズ7日(*1))	入院保険金額の10倍(入院中の手術(*2))または5倍(入院中以外の手術(*2))(フランチャイズ7日(*1))
保険金をお支払いする場合	I 被保険者が公共交通乗用具(*3)に乗客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。被保険者が当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側)にいる間に限ります)でケガをされた場合も含みます。			
	II 被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。 III 被保険者が宿泊をとまなう募集型企画旅行に参加中(*4)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。 *1：「フランチャイズ7日」とは、事故発生の日から起算して7日以降においてもなお入院または通院の状態にある場合に限って、1日目から入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いすることをいいます。事故発生の日から起算して6日目までに入院または通院が終了した場合は、補償の対象外となりますのでご注意ください。 *3：「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。 *4：「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行者(以下「募集型企画旅行者」といいます)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(運送・宿泊機関等)には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みます。(以下この号において同様とします)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとしませ。 なお、募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。			
お支払いする保険金	上記「保険金をお支払いする場合」のI～Ⅲにより被ったケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に ①死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の全額を、法定相続人にお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 上記「保険金をお支払いする場合」のI～Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に ③入院された場合(※フランチャイズ7日)、入院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日を限度とします。 ④手術(*2)を受けられた場合(※フランチャイズ7日)、手術保険金をお支払いします(入院中の手術の場合には入院保険金額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金額の5倍をお支払いします(1事故につき1回が限度となります))。 上記「保険金をお支払いする場合」のI～Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に ⑤通院された場合(※フランチャイズ7日)、通院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けた場合で、その通院日数に対して90日を限度とします。 *2：「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ・公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術の算定対象として列挙されている手術(傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります)。 ・先進医療(*5)に該当する所定の手術。 *5：「先進医療」とは、「公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります)をいいます。			

例えば、  
①次のような原因により生じたケガ。  
・被保険者や保険金受取人の故意。  
・被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為。  
・戦争、その他の変乱(\*6)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。  
・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。  
・被保険者の無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。  
・妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置。  
・地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波。  
・危険なスポーツ活動中の事故(危険なスポーツとは、アイゼン・ピッケル等の登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます)。  
・自動車・原動機付自転車・自動二輪車・モーターボート等による競技・練習・試運転中の事故  
②他覚症状のないむちうち症、腰痛。  
③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。  
\*6：戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。

### 2. 海外旅行傷害保険の補償内容(自動付帯)

#### 対象となる海外旅行事故

補償対象旅行期間は海外旅行の目的をもって住居を出発したときから、住居に帰着するまでの間であつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までとなります。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して90日後を限度とします。

#### ●保険内容に関するお問い合わせ

(取扱代理店)  
株式会社JR東日本商事 営業本部 保険部  
**0120-989-678** (9：30～18：00 土・日・祝日・年末年始休)

#### ●付保証明書発行に関するお問い合わせ

(引受保険会社)  
東京海上日動火災保険株式会社 本店営業第三部 鉄道運輸室  
**03-5223-1406** (9：30～17：00 土・日・祝日・年末年始休)

#### ●保険事故に関するお問い合わせ

(国内旅行傷害保険の場合)

東京海上日動火災保険株式会社  
本店損害サービス第二部 東京火災新種第二コーナー  
**03-6632-0694** (9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始休)

(海外旅行傷害保険の場合)

東京海上日動火災保険株式会社  
本店損害サービス第一部 海外旅行保険損害サービス室  
**03-5537-3590** (9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始休)

(ショッピングプロテクション保険の場合)

東京海上日動火災保険株式会社  
本店損害サービス第二部 東京火災新種第二コーナー  
**03-6632-0694** (9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始休)

<p>※「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。</p>	<p>※「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。</p>
---	---

- 「宿泊先」での事故  
宿泊施設内での火災・破裂・爆発によって被った傷害事故
- 「募集型企画旅行参加中」の事故  
宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中の傷害事故

担保項目	傷	害	疾病	賠償責任	携行品損害	救援者費用
金額	5,000万円	程度により200万円～5,000万円	1傷害治療100万円限度	1疾病治療100万円限度	1事故限度額3,000万円	1旅行かつ年間累計額20万円限度
保険金をお支払いする場合	被保険者が、旅行期間中(*1)の偶然な事故を受けた場合。または海外旅行中に感染した特定の感染症(*2、*3)により、旅行終了後30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 *2：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症及び政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。 *3：保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。	被保険者が、旅行期間中(*1)の偶然な事故によってケガをし、医師の治療を受けた場合。	海外旅行開始後に発病した病気ににより、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合。または海外旅行中に感染した特定の感染症(*2、*3)により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 *2：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症及び政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。 *3：保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。	旅行期間中(*1)に他人にケガをさせたり、他人の物を(*4)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。 *4：レンタル会社より被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・生活用品、宿泊施設の客室(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます)を含みます。 *5：「携行品とは」被保険者が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カメラ、衣類等の身の回り品(この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます)をいいます。現金・小切手・クレジットカード・4：レンタル会社より被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・生活用品、宿泊施設の客室(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます)を含みます。 *6：「携行品とは」被保険者が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カメラ、衣類等の身の回り品(この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます)をいいます。現金・小切手・クレジットカード・	旅行期間中(*1)に他人にケガをさせたり、他人の物を(*4)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。 *4：レンタル会社より被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・生活用品、宿泊施設の客室(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます)を含みます。 *5：「携行品とは」被保険者が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カメラ、衣類等の身の回り品(この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます)をいいます。現金・小切手・クレジットカード・	被保険者が①旅行期間中(*1)の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりたまたちに死亡された場合を含みます)。 ②旅行期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや旅行期間中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります)。 ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。 ④旅行期間中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。 *5：「注意」保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。
	死亡・後遺障害保険金額の全額を、法定相続人にお支払いします。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。	下記の費用で実際に支出した治療費のうち社会通念上妥当と認められる金額(事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります)①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費③義手、義足の修理費④入院のため必要になった、a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費(1回のケガについて、bに同じ)は5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用(ただし、健康保険、労災保険など(海外において同様の制度がある場合の当該制度を含む)から支払いがなされ、被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分は、被保険者のお支払い対象となります。)	下記の費用で実際に支出した治療費のうち社会通念上妥当と認められる金額(初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります)※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費③入院のため必要になった、a. 国際電話料等通信費(1回の病気にて、bについて5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用⑥法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用(ただし、健康保険、労災保険など(海外において同様の制度がある場合の当該制度を含む)から支払いがなされ、被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分は、被保険者のお支払い対象となります。)	損害賠償金の額をお支払いします。1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 *1 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ東京海上日動に相談ください。 *2 損害の発生または拡大を防止するために必要、有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等にお支払いできる場合があります。 *3 被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額(*6)をお支払いします。乗車券等は合計で5万円を限度とします。旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。※損害の発生または拡大を防止するために必要、有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 *6：【損害額とは】損害が生じた携行品の時価額(*7)をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額(*7)のうち低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限ります)。交通費、宿泊費も含みます)。乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険の対象となる方が支出した費用等を除きます。 *7：【時価額とは】再取得価格(*8)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *8：【再取得価格とは】保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

担保項目	傷	害		
	① 死亡	② 後遺障害	③ 入院	④ 手術
金額	5,000万円	程度により200万円～5,000万円	1日につき5,000円(フランチャイズ7日(*1))	入院保険金額の10倍(入院中の手術(*2))または5倍(入院中以外の手術(*2))(フランチャイズ7日(*1))
保険金をお支払いする場合	I 被保険者が公共交通乗用具(*3)に乗客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。被保険者が当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側)にいる間に限ります)でケガをされた場合も含みます。			
	II 被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。 III 被保険者が宿泊をとまなう募集型企画旅行に参加中(*4)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。 *1：「フランチャイズ7日」とは、事故発生の日から起算して7日以降においてもなお入院または通院の状態にある場合に限って、1日目から入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いすることをいいます。事故発生の日から起算して6日目までに入院または通院が終了した場合は、補償の対象外となりますのでご注意ください。 *3：「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。 *4：「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行者(以下「募集型企画旅行者」といいます)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(運送・宿泊機関等)には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みます。(以下この号において同様とします)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとしませ。 なお、募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。			
お支払いする保険金	上記「保険金をお支払いする場合」のI～Ⅲにより被ったケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に ①死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の全額を、法定相続人にお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 上記「保険金をお支払いする場合」のI～Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に ③入院された場合(※フランチャイズ7日)、入院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日を限度とします。 ④手術(*2)を受けられた場合(※フランチャイズ7日)、手術保険金をお支払いします(入院中の手術の場合には入院保険金額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金額の5倍をお支払いします(1事故につき1回が限度となります))。 上記「保険金をお支払いする場合」のI～Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に ⑤通院された場合(※フランチャイズ7日)、通院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けた場合で、その通院日数に対して90日を限度とします。 *2：「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ・公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術の算定対象として列挙されている手術(傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります)。 ・先進医療(*5)に該当する所定の手術。 *5：「先進医療」とは、「公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります)をいいます。			

担保項目	傷	害		
	① 死亡	② 後遺障害	③ 入院	④ 手術
金額	5,000万円	程度により200万円～5,000万円	1日につき5,000円(フランチャイズ7日(*1))	入院保険金額の10倍(入院中の手術(*2))または5倍(入院中以外の手術(*2))(フランチャイズ7日(*1))
保険金をお支払いする場合	I 被保険者が公共交通乗用具(*3)に乗客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。被保険者が当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側)にいる間に限ります)でケガをされた場合も含みます。			
	II 被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。 III 被保険者が宿泊をとまなう募集型企画旅行に参加中(*4)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。 *1：「フランチャイズ7日」とは、事故発生の日から起算して7日以降においてもなお入院または通院の状態にある場合に限って、1日目から入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いすることをいいます。事故発生の日から起算して6日目までに入院または通院が終了した場合は、補償の対象外となりますのでご注意ください。 *3：「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。 *4：「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行者(以下「募集型企画旅行者」といいます)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(運送・宿泊機関等)には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みます。(以下この号において同様とします)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとしませ。 なお、募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。			
お支払いする保険金	上記「保険金をお支払いする場合」のI～Ⅲにより被ったケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に ①死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の全額を、法定相続人にお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 上記「保険金をお支払いする場合」のI～Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に ③入院された場合(※フランチャイズ7日)、入院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日を限度とします。 ④手術(*2)を受けられた場合(※フランチャイズ7日)、手術保険金をお支払いします(入院中の手術の場合には入院保険金額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金額の5倍をお支払いします(1事故につき1回が限度となります))。 上記「保険金をお支払いする場合」のI～Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に ⑤通院された場合(※フランチャイズ7日)、通院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けた場合で、その通院日数に対して90日を限度とします。 *2：「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ・公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術の算定対象として列挙されている手術(傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります)。 ・先進医療(*5)に該当する所定の手術。 *5：「先進医療」とは、「公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります)をいいます。			

- \*1：旅行期間中とは、被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発したときから、住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して90日後を限度とします。
- \*9：戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。
- \*10：ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの

注 保険金のお支払いを行うことにより、保険会社が制裁等を受けるおそれがある場合は、その損害に対しては保険金をお支払いしません。

### 3. 死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者(ビューゴールドプラスカード会員(本人会員ならびに家族会員))の法定相続人となります。受取人の指定は出来ません。

### 4. ショッピングプロテクション保険の補償内容(カード利用付帯)

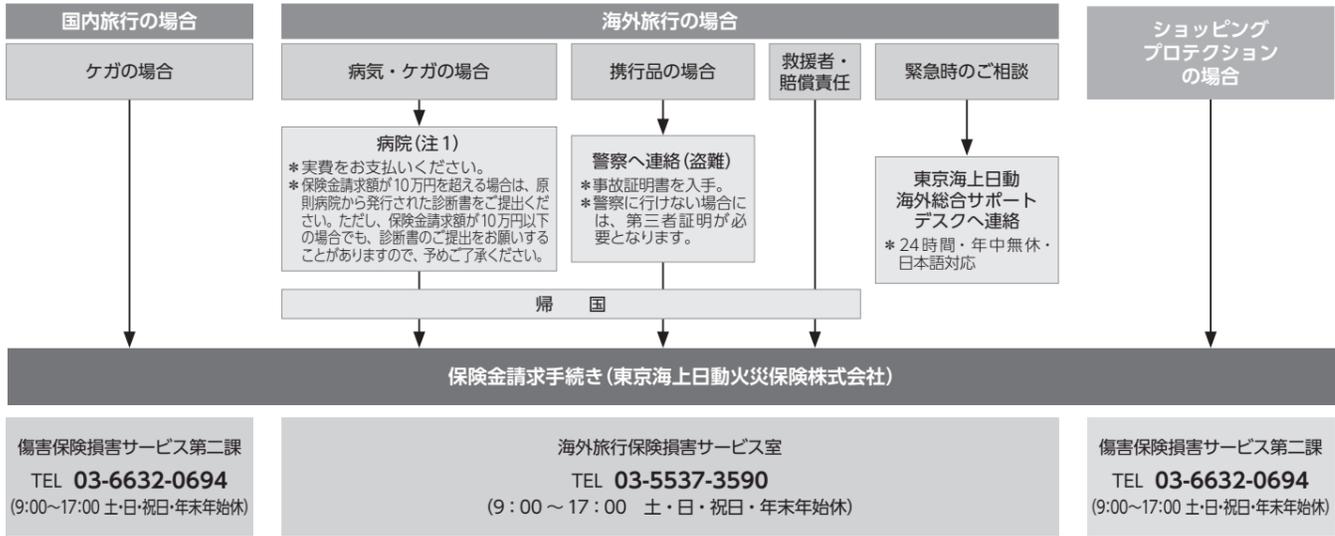
被保険者(保険の対象者)はビューゴールドプラスカード会員(本人会員ならびに家族会員)となります。

担保項目	ショッピングプロテクション	お支払いする保険金	賠償責任	携行品損害	救援者費用	
金額	年間300万円限度(1事故あたり自己負担額5,000円)	被保険者1名あたりの年間限度額を300万円とし、ビューゴールドプラスカードのご利用額あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)から、自己負担額5,000円(免責金額)を控除した金額を限度にお支払いします。 ※購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カード利用額から自己負担額を控除した額を限度とします。	①被保険者の故意または重大な過失。 ②保険金受取人の故意または重大な過失。 ③戦争、内乱等。 ④放射線照射、放射能汚染。 ⑤保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由またはむき食いまたは虫食い。 ⑥保険の対象のかしによって生じた損害。 ⑦被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。 ⑧電氣的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害。 ⑨詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害。 ⑩保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害。 ⑪地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。 ⑫台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって生じた損害。 ⑬カード会員が引き渡しを受ける前に補償の対象となる商品に生じた損害。 ⑭保険の対象が、保険の対象の購入者以外の者に次のいずれかの形態で譲渡された場合。 ア. 有償で譲渡された場合。 イ. 保険の対象と同種の物の販売または廃業を業とする者に販売用の物または廃棄すべき物として譲渡された場合。 ⑮対象外物件に生じた損害。	①被保険者の故意または重大な過失。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*9)、放射線照射、放射能汚染。 ②職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。 ③航空機、船舶(*11)、車両(*12)、銃器(空気銃を除きます)の所持・使用・管理に起因する賠償責任。 ④親族に対する賠償責任。 *11：ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *12：レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的スノーモービル等はお支払いの対象となります。	例えば、 ①次のような原因により生じた賠償責任。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*9)、放射線照射、放射能汚染。 ②職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。 ③航空機、船舶(*11)、車両(*12)、銃器(空気銃を除きます)の所持・使用・管理に起因する賠償責任。 ④親族に対する賠償責任。 *11：ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *12：レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的スノーモービル等はお支払いの対象となります。	例えば、 ①次のような原因により生じた救援者費用。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・被保険者の故意または重大な過失。 ・戦争、その他の変乱(*9)、放射線照射、放射能汚染。 ②職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。 ③航空機、船舶(*11)、車両(*12)、銃器(空気銃を除きます)の所持・使用・管理に起因する賠償責任。 ④親族に対する賠償責任。 *11：ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *12：レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的スノーモービル等はお支払いの対象となります。
保険金をお支払いする場合	被保険者が、ビューゴールドプラスカードを利用して補償期間中に購入した商品が購入日より90日以内に、被爆、盗難、火災等の偶然な事故により損害を被った場合(オンライン購入分は除く)。	被保険者1名あたりの年間限度額を300万円とし、ビューゴールドプラスカードのご利用額あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)から、自己負担額5,000円(免責金額)を控除した金額を限度にお支払いします。 ※購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カード利用額から自己負担額を控除した額を限度とします。	①被保険者の故意または重大な過失。 ②保険金受取人の故意または重大な過失。 ③戦争、内乱等。 ④放射線照射、放射能汚染。 ⑤保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由またはむき食いまたは虫い。 ⑥保険の対象のかしによって生じた損害。 ⑦被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。 ⑧電氣的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害。 ⑨詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害。 ⑩保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害。 ⑪地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。 ⑫台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって生じた損害。 ⑬カード会員が引き渡しを受ける前に補償の対象となる商品に生じた損害。 ⑭保険の対象が、保険の対象の購入者以外の者に次のいずれかの形態で譲渡された場合。 ア. 有償で譲渡された場合。 イ. 保険の対象と同種の物の販売または廃業を業とする者に販売用の物または廃棄すべき物として譲渡された場合。 ⑮対象外物件に生じた損害。	例えば、 ①次のような原因により生じた携行品損害。 ・被保険者の故意または重大な過失。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・戦争、その他の変乱(*9)、放射線照射、放射能汚染。 ②職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。 ③航空機、船舶(*11)、車両(*12)、銃器(空気銃を除きます)の所持・使用・管理に起因する賠償責任。 ④親族に対する賠償責任。 *11：ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *12：レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的スノーモービル等はお支払いの対象となります。	例えば、 ①次のような原因により生じた救援者費用。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・被保険者の故意または重大な過失。 ・戦争、その他の変乱(*9)、放射線照射、放射能汚染。 ②職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。 ③航空機、船舶(*11)、車両(*12)、銃器(空気銃を除きます)の所持・使用・管理に起因する賠償責任。 ④親族に対する賠償責任。 *11：ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *12：レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的スノーモービル等はお支払いの対象となります。	

<主な対象外物件>  
・不動産。  
・船舶(ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機(ヘリコプターおよび飛行船を含みます)、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品。  
・原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキーおよびこれらの付属品。  
・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡およびこれらに類する物。  
・動物および植物。  
・小切手および形券その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗車券類(鉄道および船舶の乗車券類、航空機の航空券ならびにこれらの定期券)ならびに宿泊券、観光券、旅行券その他あらゆる種類のチケット。  
・食料品。  
・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物。  
・ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品。  
・ソフトウェアまたはプログラム等の無体物。  
・携帯式電子機器(移動電話、ポケットベル等の通信機器、ノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品)。  
・1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、時計、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品。  
・1個または1組の購入価格が5千円以下の物。  
・オンライン決済で購入の商品。

## 2 保険金のご請求

### 1. 保険金請求時の手順



(注1)東京海上日動海外総合サポートデスクで確認ができた場合には、保険会社から病院に対する支払保証をし、お客様の実費お立替を省略できる場合があります。

### 2. 保険金の請求に必要な書類

事故の日から30日以内に東京海上日動火災保険株式会社へご連絡ください。保険金請求方法の詳細についてご案内いたします。

ご請求になる保険金の種類	国内旅行			海外旅行						ショッピングプロテクション	
	傷害死亡	傷害後遺障害	入院手術通院	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	賠償責任 対人 対物	携行品損害		救援者費用
必要書類											
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日本出入国およびご本人のお名前を確認できる書類*1				○	○	○	○	○	○	○	
事故証明書(公の機関、やむをえないとき第三者のもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の診断書*2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
治療費の明細書および領収書						○	○	○	○	○	
示談書または念書								○	○	○	
第三者の損害を証明する書類								○	○	○	
購入時の領収書・保証書類・修理見積書等									○	○	○
死亡診断書または死体検案書	○			○						○	
被保険者の戸籍謄本	○			○						○	
被保険者の法定相続人の戸籍謄本	○			○						○	
被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○			○						○	
3日以上入院を証明する書類										○	
損害箇所の写真									○	○	○
その他の関係書類	詳しくは事故受付の際にご案内をさせていただきます										

\*1：eチケットもしくはパスポートのコピー(日本出入国のスタンプのページおよびお写真のページ)等

\*2：保険金請求額が10万円を超える場合は、原則病院から発行された診断書をご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いすることがありますので、予めご了承ください(注)保険金を請求するときは○を付した書類のうち東京海上日動火災保険株式会社が求めるものを提出いただけます。

### 3. 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先

#### 東京海上日動海外総合サポートデスクについて

海外旅行中にケガをされたりご病気になる場合、または盗難などの様々なトラブルに遭われた場合等、お困りの場合には「東京海上日動海外総合サポートデスク」へお電話ください。専任のスタッフが、状況に応じて「最寄の病院の紹介、病人・けが人の移送の手配、救援者に関する各種サービスなど」を提供致します。なお、海外総合サポートデスクのご相談は日本語で受付しますが、現地を手配される病院・移送機関等では日本語が通じない場合もありますのでご注意ください。

【サービスご利用方法】

右記連絡先にお電話ください(LINE無料電話でもお問い合わせいただけます。)。受け付けは東京で集中して行っております。なお、お電話頂く際には①ビューゴールドプラスカード会員(本人会員ならびに家族会員)であること、②カード番号、③緊急事態の詳細(傷害・疾病の状況、原因及び所在地)、④その他担当者が求める情報をご説明ください。

【サービスご利用にあたってのご注意事項】

●海外総合サポートデスクのご利用にあたっては、カード会員の資格確認のためにカード番号をお伺いし、また日本ご出国日を確認するためにパスポートのコピー等を

ファックスまたはメールでお送り頂きます。ご提供頂く情報が不足がある場合には、本サービスをご利用頂けませんので予めご了承ください。

●海外総合サポートデスクでは、全世界からのお電話を24時間年中無休で受け付けております。但し、サービスのご提供については、資格確認後となり、資格の確認ができない場合には、お客様に医療費等のお立替をお願いすることとなりますので予めご了承ください。なお、カード会員の資格の確認は日本時間の平日9時から17時までとなります。

●サービスのご提供は、ビューゴールドプラスカード付帯の海外旅行保険で保険金をお支払できる場合に限られます。

●ビューゴールドプラスカード付帯の海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用、または同保険の保険金額を超過する部分については、お客様の自己負担となります。

●手配させていただいた医療機関自身の医療過誤や、手配させていただいた交通機関の交通事故等につきましては原則として東京海上日動火災保険株式会社は一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

●お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※東京海上日動海外総合サポートデスクは東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社により提供しております。

「東京海上日動海外総合サポートデスク」  
LINE無料通話<sup>\*3</sup>のご案内

スマートフォンから、コミュニケーションアプリ【LINE】を利用して、東京海上日動海外総合サポートデスクにお問い合わせいただけます。日本から持っていく携帯電話でフリーダイヤルにかけると、海外ローミング料金が発生することがありますが、LINEの無料通話<sup>\*3</sup>の場合、Wi-Fiに接続できる環境があれば無料で東京海上日動海外総合サポートデスクへお問い合わせいただけます(左記記載の、海外フリーダイヤルもご利用いただけます)。

\*3 専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただくと、LINEが起動し、インターネット経由で「東京海上日動海外総合サポートデスク」と無料通話ができる機能です。

<http://www.intac-net.co.jp/line/card/>

◎LINE無料通話でのご連絡方法◎

- 上記二次元バーコードから専用サイト<sup>\*4</sup>にアクセスします。
- 専用サイトの「オペレーターと話す」のボタンをタップします。
- メッセージに従い「発信」ボタンをタップすると、海外からもワンタッチで東京海上日動海外総合サポートデスクに繋がります。

\*4 LINEアプリからの発信はできません。専用サイトからご利用ください。

※画面イメージは実際の画面と異なる場合があります。

〈ご注意点〉

- パケット通信料はお客様の負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- 東京海上日動海外総合サポートデスクからお客さまのLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客さまが利用可能な滞在先の電話番号へご連絡いたします。
- LINEアプリのトーク機能(チャット)はご利用いただけません。
- お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- 通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
- 本サービスは、スマートフォンでLINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- 本サービスは、海外に滞在中のお客さまを対象にしております。帰国後の保険金のご請求に関するお問い合わせは、日本国内の保険金ご請求ダイヤル(03-5537-3590 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)をご利用ください。

以下に掲載されている国・地域については、フリーダイヤルを設定しております

	所在地	電話番号	所在地	電話番号	
北米	アメリカ合衆国本土(アラスカを除く)	1-800-446-5571	ヨーロッパ	ベルギー	0800-1-8115
	ハワイ	1-800-446-5571		ポルトガル	800-8-81-127
	グアム	1-888-841-7905		ルクセンブルク	8002-2863
	サイパン	1-866-666-5127		ロシア	810-800-20041081
	カナダ	1-800-665-6779		アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
	バミューダ諸島	1-800-623-0164		イスラエル	1-80-947-8001
中南米	チリ	1230-020-2474	アジア	インドネシア	001-803-81-0154
	アイルランド	1-800-55-8166		韓国	00798-81-1-0068
	イギリス	0800-028-6560		シンガポール	800-811-0423
	イタリア	800-8-70715		タイ	001-800-811-0215
	オーストリア	0800-281-284		台湾	0080-181-2233
	オランダ	0800-022-5777		中国	4001-202989
	ギリシャ	00-800-8113-0008		トルコ	00-800-8191-9166
	スイス	0800-55-5692		フィリピン	1-800-1-811-0177
	スウェーデン	020-791-027		香港	800-96-6933
	スペイン	9009981-64		マカオ	0800-449
ヨーロッパ	デンマーク	8001-0516	マレーシア	1800-80-3072	
	ドイツ	0800-1-81-1391	オーストラリア	1-800-146-401	
	ノルウェー	800-13179	ニュージーランド	0800-44-8461	
	ハンガリー	06-800-11886	アフリカ	南アフリカ共和国	0800-98-3595
	フィンランド	0800-1-181-33			
	フランス	0800-909634			

### ＜フリーダイヤルご利用にあたってのご注意事項＞

電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながることが多く見られます。この場合には、右記の「ダイヤル直通」「国際コレクトコール」または上記の「LINE無料通話」のいずれかでご連絡ください。

・ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記の番号を順番に押ししてください。

・公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認のうえ、上記の番号を順番に押ししてください。

・お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。

・東京海上日動火災保険株式会社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば、以下のような費用はお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。

- 滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
- 現地の市内通話料金
- ホテル等で別途発生する利用料金

## 3 同種の保険に加入している場合について

下記は、一般的なクレジットカード付帯保険および任意加入の保険についてご説明したものです。詳細については、各カード会社、各引受保険会社にお問い合わせください。

### 1. 国内旅行傷害保険

#### A 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

・傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金  
お客様のお取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。

#### B 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

・傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金  
お客様のお取になる保険金額は、クレジットカード付帯保険の保険金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険の保険金額の合算額となります。

### 2. 海外旅行傷害保険

#### A 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

a. ビューゴールドプラスカードと他の個人カード(ビューカードの複数枚所持を含む)をお持ちの場合

・傷害死亡・後遺障害保険金  
お客様のお取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。

・その他の保険金  
お客様のお取になる保険金額は、合算額が限度額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

b. ビューゴールドプラスカードと法人カード(ビュー法人カードを含む)をお持ちの場合

・傷害死亡・後遺障害保険金

お客様のお取になる保険金額は、合算額となります。  
※法人カードを複数枚お持ちの場合のお客様のお取になる保険金額はご加入のカード会社へご確認ください。

・その他の保険金

お客様のお取になる保険金額は、合算額が限度額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

#### B 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

・傷害死亡・後遺障害保険金

お客様のお取になる保険金額は、クレジットカード付帯保険の保険金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険の保険金額の合算額となります。

・その他の保険金

お客様のお取になる保険金額は、合算額が限度額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

### 3. ショッピングプロテクション保険

保険請求可能な他の保険契約で支払がすでになされていた場合は、その保険の補償額が損害額に満たない場合、差額分をビューゴールドプラスカードショッピングプロテクション保険からお支払いします。

#### ビューゴールドプラスカードに関するお問い合わせ

### 株式会社ビューカード

・ビューゴールドデスク(9:00~21:00)

0120-992-190 03-6685-7755